

平成 22 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 かんなん丸
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 栄治
 (J A S D A Q ・ コード 7585)
 問合せ先
 管理部長 菊田 聡
 電話 048-881-9056

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 6 日開催の取締役会において、平成 22 年 9 月 24 日開催予定の第 33 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、会社法第 2 号第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定により、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための新たな機関として、「監査役会」及び「会計監査人」の設置が義務づけられました。これに伴い現行定款第 1 章「総則」及び第 5 章「監査役」について所要の変更を行うものであります。

上記の変更にあわせて、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第 24 条 当社の監査役は<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 28 条 ~ 第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 24 条 当社の監査役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第 27 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 29 条 ~ 第 32 条 (現行どおり)</p>

3 . 日程

取締役会決議

平成 22 年 9 月 6 日

株主総会開催日（効力発生予定日）

平成 22 年 9 月 24 日

以 上